

日本成長戦略本部運営要領

〔令和 7 年 11 月 4 日
日本成長戦略本部長決定〕

日本成長戦略本部の設置について（令和 7 年 11 月 4 日閣議決定）第 4 項の規定に基づき、日本成長戦略本部運営要領を定める。

（本部の運営）

第 1 条 日本成長戦略本部（以下「本部」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによる。

（議事の内容等の公表）

第 2 条 本部長又は副本部長は、本部における議事の内容等を、本部の終了後、速やかに、適当と認める方法により、公表する。

2 前項の規定により議事の内容等を公表する際は、本部において配布された資料を、原則として、併せて公表する。

（議事要旨）

第 3 条 本部長又は副本部長は、本部の終了後、遅滞なく、当該本部の議事要旨を作成し、これを公表する。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、議事要旨の一部を公表しないものとすることができる。

（雑則）

第 4 条 この運営要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。